

相楽東部広域連合教育支援委員会規程

平成21年4月1日
教委規程第4号

(名称)

第1条 この委員会は、相楽東部広域連合教育支援委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、笠置町、和束町及び南山城村在住の障がいのある児童、生徒及び幼児に対して、ひとりひとりの発達や障がいの状態に応じた就学の指導推進及び就学後の教育的支援を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員48名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

(3) 教育職員

(4) 児童福祉関係の職員

(5) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(任務)

第6条 委員会は、障がいのある児童、生徒及び幼児の就学に関し教育長の求めに応じ、次の各号に掲げる調査、審議及び建議を行う。

(1) 入級希望者（予定者を含む。）の就学すべき教育機関の判定に関すること。

(2) 障がいのある児童、生徒及び幼児の就学に係る教育相談、指導及び助言、教育保障に関する啓発に関すること。

(3) 障がいのある児童、生徒の就学後の継続的な教育支援に関すること。

(4) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。